11.8.8
[illegible]

9.10 9.8 9.87

請負工事ニシテ單價制定スルコト能ハサル際（マトメ工事）ハ当人
平常ノ平均歩合ヲ支給スルコト
勘定袋ニ実勤賢及歩合ヲ明記スルコト
單價制定ハ責任者ト会社会議ノ上制定スルコト
工事從事職工不満ノ際ハ再制定スルコト
四、最低賃金ノ制定
常備者ニ日給三割ノ歩合ヲ附スルコト
請負工事歩合一人分ヲ減スル時ハ一人三分ノ歩合ヲ支給
スルコト
五、年二回定期昇級ヲ行フコト
此際全職工百分ノ五以上昇給スルコト
詮衡ハ会社ニ一任スルコト

六、臨時職工ヲ本備ニ直ス件
臨時職工ハ勤続二ヶ月ニ亘ル時ハ本備ニ直スコト